

(写) 平成 29 年(2017 年)4 月 25 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市環境影響評価審議会

会長 早矢仕 有子

放射性物質に係る技術指針の改正について（答申）

平成 28 年 6 月 28 日付け札環対第 50389 号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

放射性物質についての調査、予測及び評価の手法を定めるため、別添のとおり技術指針を改正することが適当である。

付 屬 資 料

目 次

1 諒問書	1
2 審議経過	2
3 札幌市環境影響評価審議会委員名簿	3

(写)

札環対第 50389 号

平成 28 年(2016 年) 6 月 28 日

札幌市環境影響評価審議会

会長 早矢仕 有子 様

札幌市長 秋元 克広

諮詢問書

下記の事項について諮詢します。

記

1 賒問事項

放射性物質に係る技術指針の改正について

2 賒問理由

札幌市環境影響評価条例の放射性物質適用除外規定を削除する「札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例」が 6 月 3 日に公布されました。

この条例は公布の日から起算して 1 年以内に施行するものとされていますが、施行にあたり、技術指針を改正し、放射性物質についての調査、予測及び評価の手法を定めておく必要があります。

つきましては、札幌市環境影響評価条例第 5 条第 2 項において準用する第 4 条第 3 項の規定に基づき、技術指針を改正するために、本件について諮詢いたします。

審議経過

開催年月日	審議会	内 容	出席委員数
平成28年(2016年) 6月28日	本会議（諮問）	・諮問 ・審議	12名
平成28年(2016年) 8月2日	本会議（審議）	・審議	12名
平成28年(2016年) 9月23日	本会議（審議）	・審議	11名
平成29年(2017年) 4月10日	本会議（答申）	・審議 ・答申案の取りまとめ	10名

札幌市環境影響評価技術指針

第1 趣旨

この技術指針は、札幌市環境影響評価条例（平成11年札幌市条例第47号。以下「条例」という。）第5条第1項に定める技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものであり、札幌の豊かな自然と文化、生活環境を保全し、都市機能と原生性の残る自然が共生する札幌のより良い環境の創造に向け、計画段階配慮事項の検討、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的とするものである。

- 1 計画段階配慮事項
- 2 環境影響評価の項目
- 3 計画段階配慮事項及び環境影響評価の調査、予測及び評価の手法等
- 4 環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）
- 5 事後調査の項目及び手法等
- 6 配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書（以下「配慮書等」という。）の記載内容及び公表等

第2 配慮書等の記載内容等

配慮書等の記載内容は別表1を基本とし、できるだけ平易な文章にするとともに、必要に応じ、図表等を用いるなどわかりやすい記述に努めること。また、概要版等の簡易資料の作成に努めること。

なお、配慮書の案を作成する場合には、配慮書に関する事項を参考とすること。

第3 計画段階配慮事項の検討、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項

- 1 手順は概ね図1のとおりとする。
- 2 環境要素は別表2のとおりとする。なお、必要に応じ、審議会の意見に基づき、事業実施後の事故時の環境影響についても予測、評価するものであること。
- 3 特有の気候を有し、自然性が高い札幌市の地域特性を十分に勘案すること。
- 4 計画段階配慮事項及び環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法の選定等に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、当該項目、手法等の見直しを行うこと。

第4 計画段階配慮事項の検討、環境影響評価及び事後調査の手順

1 配慮書段階

(1) 位置等に関する複数案の設定

ア 計画段階配慮事項の検討に当たっては、次に掲げる(ア)、(イ)の順を優先順位とした複数案を設定することを基本とし、その設定の考え方を明確にすること。

なお、(ア)を優先できない場合には、その理由を明確にすること。

- (ア) 事業の位置・規模に関する適切な複数案
 - (イ) 建造物等の構造・配置に関する適切な複数案
- イ 設定する複数案には、現実的である限り、ゼロオプション（事業を実施しない案）を含めるよう努めること。
- なお、条例第2条第2項に掲げる事業種以外の事業による案や同条第3項に規定する第二種事業となる規模要件未満で実施する案が設定される場合はゼロ・オプションとして扱うが、現状や現状推移結果であるBAU(Business As Usual)と比較する場合は、複数案として取り扱わない。
- ウ 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。
 - エ 配慮書の作成は、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」又は「配置・構造」が確定する前までに行うこと。

(2) 事業案の特性把握

- 設定した事業案について、次に掲げる事項を把握すること。
- なお、把握に当たっては、事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について整理すること。
- ア 事業の目的
 - イ 事業の種類
 - ウ 事業の実施想定区域の位置・規模
 - エ 事業の計画の概要
 - オ その他事業に関する事項

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況の把握

設定した事業案について、別表3を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握すること。

情報の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合においては、必要に応じ、札幌市その他の地方公共団体、専門家等から知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

(4) 影響想定地域の設定及び概況の整理

設定した事業案について、前項(3)により得られた事業実施想定区域及びその周囲の概況を踏まえ、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域を影響想定地域として設定し、その概況（以下「影響想定地域の概況」という。）及び設定の根拠を資料の出典とともに明らかにできるよう整理すること。

(5) 計画段階配慮事項

ア 計画段階配慮事項選定

設定した事業案について、以下の手順により計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）を選定すること。

- (ア) 事業の実施に伴い環境に影響を与えるおそれのある要因（以下「影響要因」という。）として、事業に係る「工事の実施（工作物の撤去又は廃棄を含む。）」及び「工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用（工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合には当該撤去又は廃棄を含む。）」を、別表4の「影響要因の区分」を参考とし、事業の特性等を考慮して必要に応じて適切に区分する。
- (イ) 別表4の「環境要素の区分」を参考とし、事業によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出する。
- (ウ) 別表4の事業種別の基本的な項目（以下「基本項目」という。）を参考とし、事業の特性及び影響想定地域の概況を踏まえ、(ア)で区分した「影響要因」が重大な影響を及ぼす(イ)で抽出した「環境要素」の区分を明らかにし、影響の重大性を客観的かつ科学的に検討することにより、選定事項を選定する。

イ 選定事項の選定に当たっての留意事項

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにすること。
- (イ) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ基本項目を選定しないものとする。ただし、③の場合においては、方法書以降で取扱いを再検討すること。
 - ① 当該基本項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - ② 影響想定地域に、当該基本項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
 - ③ 環境保全措置により回避・低減が可能又は影響が可逆的、短期間な場合
- (ウ) 選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにすること。
- (エ) 環境にプラスの効果をもたらす場合には、その影響も積極的に対象とすること。
- (オ) 工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じて選定事項を選定すること。

(6) 調査手法

ア 調査手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の調査手法を参照し、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業の特性及び影響想定地域の概況を踏まえて、調査の手法を選

定すること。この場合において、別表5中の「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えること。

なお、影響想定地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること。

(ア) 調査内容

選定事項の状況又は自然的・社会的状況

(イ) 調査方法

国又は札幌市その他の地方公共団体が有する文献その他既存の資料からの入手、専門家等からの聞き取り、現地調査・踏査等

(ウ) 調査地域

事業の実施によって、選定事項に関する環境要素が影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域

(エ) 調査地点（調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査の期間及び時期

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ 調査手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 調査内容に関して法令等により定められた調査方法がある場合には、これを踏まえること。

(イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

(ウ) 季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること。

(エ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにすること。

(オ) 選定事項に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。

(カ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

(キ) 調査は、設定された事業案及び選定事項ごとに行うものとする。

(ク) 調査の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようすること。

(ケ) 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適

切な方法により調査を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

(7) 予測手法

ア 予測手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の予測手法を参照し、選定事項について適切に評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業の特性及び影響想定地域の概況を踏まえて、予測の手法を選定すること。別表5中の「対象事業」とあるのは「事業」と、「関係地域の概況」とあるのは「影響想定地域の概況」と読み替えること。

(ア) 予測内容

選定事項に係る状況の変化又は環境への負荷量

(イ) 予測方法

理論に基づく計算、模型による実験、既存事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法）

(ウ) 予測地域

各環境項目の影響を適切に予測できる地域として調査地域のうちから選定した地域

(エ) 予測地点（予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合）

地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点

(オ) 予測時期

供用開始後事業活動又は利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期、工事の実施による影響が最大になる時期など、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

イ 予測手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 予測は原則として簡便な手法で実施すること。

(イ) 計画段階配慮での予測には不確実性が一定程度存在する可能性があるため、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること。

(ウ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにすること。

(エ) 選定事項に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。

(オ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

(カ) 予測は、設定された事業案及び選定事項ごとに行うものとする。

(キ) 予測の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるよう

にすること。

(カ) 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

(8) 評価手法

ア 評価手法の選定

別表5で示す各環境要素の評価手法を参照し、評価の手法を選定すること。

イ 複数案の比較整理

複数案の環境影響の程度を環境要素ごとに比較し、各案の環境影響に関する特徴を整理すること。

ウ 単一案の場合の評価

単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が事業者が実行可能な範囲で回避、低減されているかについて評価を行うこと。

エ 評価手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにすること。

(イ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

(ウ) 評価は、設定された事業案及び選定事項ごとに行うものとする。

(エ) 評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようすること。

(オ) 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により評価を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

2 方法書段階

(1) 配慮書の反映

ア 事業案から対象事業決定への経緯

配慮書で複数の事業案を設定した場合においては、対象事業を決定するまでの環境面、社会面等を比較整理した経緯を記載すること。

また、複数案から当該対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の経緯を明らかにすること。

イ 配慮書手続を実施した場合、方法書以降の手続きにあたっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用すること。

ウ 環境保全の見地からの意見及び市長意見の反映

配慮書手續を実施した場合、配慮書に対する環境保全の見地からの意見及び市

長意見を踏まえ、方法書を作成するよう努めること。

(2) 対象事業の特性の把握

対象事業について、次に掲げる事項を把握すること。

なお、把握に当たっては、対象事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について整理すること。

- ア 対象事業の目的
- イ 対象事業の種類
- ウ 対象事業の実施区域の位置・規模
- エ 対象事業の計画の概要
- オ その他対象事業に関する事項

(3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況の把握

別表3を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握すること。

情報の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合においては、必要に応じ、札幌市その他の地方公共団体、専門家等から知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

(4) 関係地域の設定及び概況の整理

前項(3)により得られた対象事業実施区域及びその周囲の概況を踏まえ、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域を関係地域として設定し、その概況（以下「関係地域の概況」という。）及び設定の根拠を資料の出典とともに明らかにできるよう整理すること。

(5) 環境影響評価の項目

ア 環境影響評価の項目の選定

別表4を参照し、以下の手順により環境影響評価を行う項目（以下「選定項目」という。）を選定すること。

(ア) 対象事業の実施に伴い環境に影響を与えるおそれのある要因（以下「影響要因」という。）として、対象事業に係る「工事の実施（工作物の撤去又は廃棄を含む。）及び「工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用（工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合には当該撤去又は廃棄を含む。）」を、別表4の「影響要因の区分」を参考とし、対象事業の特性等を考慮して必要に応じて適切に区分する。

(イ) 別表4の「環境要素の区分」を参考とし、対象事業によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出する。

(ウ) 別表4の事業種別の基本的な項目（以下「基本項目」という。）を参考とし、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、(ア)で区分した「影響要因」が(イ)で抽出した「環境要素」に及ぼす影響の重大性について客観的か

つ科学的に検討することにより、選定項目を選定する。

イ 項目の選定に当たっての留意事項

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにすること。
- (イ) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ基本項目を選定しないものとする。
 - ① 当該基本項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - ② 関係地域に、当該基本項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- (ウ) 選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにすること。

(6) 調査手法

ア 調査手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の調査手法を参照し、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、調査の手法を選定すること。

なお、関係地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること。

(ア) 調査内容

選定項目の状況又は自然的・社会的状況

(イ) 調査方法

国又は札幌市その他の地方公共団体が有する文献その他の資料からの入手、専門家等からの聞き取り、現地調査等

(ウ) 調査地域

事業の実施によって、選定項目に関する環境要素が影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域

(エ) 調査地点（調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査の期間及び時期

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ 調査手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 調査内容に関して法令等により定められた調査方法がある場合には、これを踏まえること。

- (イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- (ウ) 季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること。
- (エ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。
- (オ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (カ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

(7) 予測手法

ア 予測手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の予測手法を参照し、選定項目について適切に評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、予測の手法を選定すること。

(ア) 予測内容

選定項目に係る状況の変化又は環境への負荷量

(イ) 予測方法

理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法）

(ウ) 予測地域

各環境項目の影響を適切に予測できる地域として調査地域のうちから選定した地域

(エ) 予測地点（予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合）

地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点

(オ) 予測時期

供用開始後事業活動又は利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期、工事の実施による影響が最大になる時期など、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

イ 予測手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 新規又は環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合には、当該手法の不確実性の程度等の内容を明らかにすること。
- (イ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。

- (ウ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (エ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

(8) 評価手法

ア 評価手法の選定

別表5で示す各環境要素の評価手法を参照し、評価の手法を選定すること。

イ 評価手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。
- (イ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

3 環境影響評価の実施及び準備書段階

(1) 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法の再検討

- ア 方法書に対する環境保全の見地からの意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、環境影響の項目及び調査、予測、評価の手法について再検討を行うこと。
- イ 検討の結果、修正を行った場合にあっては、修正の内容を明らかにすること。

(2) 調査実施の留意事項

- ア 調査により得られた情報が記載されていた文献名、行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにすること。
- イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較すること。

(3) 予測実施の留意事項

- ア 工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行うこと。
- イ 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等について、項目特性、対象事業の特性及び関係地域の概況に照らし、それぞれの内容及び妥当性と併せて明らかにすること。
- ウ 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来的環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況。）を明らかに出来るように整理し、これを勘案して予測を行うこと。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、札幌市その他の関係地方公共団体が有する情報を収集して推定すること。

なお、将来の環境の状況の推定に当たって国又は札幌市その他の関係地方公

共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には、当該施策の内容を明らかにすること。

(4) 評価実施の留意事項

- ア 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを検討すること。この場合においては、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。
- イ 国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているかどうかを検討すること。
- ウ 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにすること。
- エ 選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、各選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、対象事業に係る総合的な環境影響の評価を行うこと。

(5) 環境保全措置

ア 環境保全措置の検討

選定項目に係る環境影響を回避し、又は低減すること及び国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準若しくは目標の達成を図ることを目的として、環境保全措置を検討すること。

ただし、回避又は低減のための措置を取ることが困難である場合には、事業の実施により損なわれる環境を同一の場所で修復し、若しくは再生する、又は損なわれる環境と同等以上の機能若しくは価値を有する環境を近傍において確保し、若しくは創出するなど、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するとともに、代償措置による効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置に係る事後調査及びその結果に応じた環境保全措置について検討すること。

イ 検討結果の検証

検討結果について、環境保全措置の複数案の比較検討及び実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術を取り入れられているかどうかなどの適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証すること。

また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、複数案から当該対象事業の決定に至る過程でどのように環境影響が回避又は低減されているかについての検討経緯を含めた一連の手続きとして、検証すること。

ウ 検討結果の整理

検討結果は、以下の事項を明らかにすること。

なお、検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにすること。

- (ア) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (イ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (ウ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (エ) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (オ) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に關し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (カ) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠並びに必要に応じ当該代償措置の効果の結果に応じて講じる環境保全措置の実施内容

(6) 事後調査の計画

以下の手順により、事後調査の必要性を判断し、事後調査を行う項目及び手法の選定、事後調査報告書の提出時期の検討を行うこと。

ア 事後調査の必要性の判断

事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、次の各号に該当する場合等には、事後調査を実施すること。

- (ア) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
 - (例)・騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。
 - (イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - (例)・効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。
 - ・効果に係る知見が不十分なため、効果の判明に時間要する環境保全措置を講ずる場合。
 - (ウ) 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - (例)・事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期時間帯等を決める場合。
 - (エ) 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合
 - (例)・重要な動植物の移動・移植による代償措置を講ずる場合。
- ##### イ 事後調査の項目及び手法の選定
- (ア) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定すること。
 - (イ) 事後調査を行う項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、

事後調査の手法を選定すること。

ウ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 項目、手法、対象とする地域及び期間の選定に当たっては、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようすること。
- (イ) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
- (ウ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとし、この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。
- (エ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにすること。

エ 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書の提出については、事後調査計画に基づいて適切な時期とすること。

4 評価書段階

- (1) 準備書に対する環境保全の見地からの意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、準備書の記載事項について再検討を行うこと。
- (2) 検討の結果、修正を行った場合には、準備書との相違を明らかにすること。また、環境影響評価の項目、調査等の手法、環境保全措置及び事後調査について追加又は修正を行う場合には、前述の方法書又は準備書の例により、項目の選定等を行うこと。

5 事後調査段階

(1) 事後調査実施の留意事項

- ア 行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにすること。
- イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるよう整理すること。

(2) 事後調査結果後の環境保全措置の検討

事後調査の結果を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査の結果に応じ講じるとしていた措置について検討するとともに、代償措置を講じる場合にあっては、その効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置の結果に応じた環境保全措置について検討すること。

また、検討結果の検証及び整理を、前記2(5)環境保全措置の例により行うこと。

第5 配慮書等の公表等

1 配慮書等の公表の周知方法

配慮書等の公表について住民等へより一層の周知を図るため、事業者は、札幌市

環境評価条例施行規則に規定する方法以外の方法を用いるなど、可能な限り複数の手法を用いて周知を行うよう努めること。

2 説明会の周知方法

事業者は、説明会の開催について住民等へより一層の周知を図るため、1の配慮書等の公表の周知方法と同様の手法を用いて周知を行うよう努めること。

3 縦覧者等への便宜供与

配慮書等の縦覧について住民等へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民等への配慮書等の貸出しや複写等（インターネットを利用するものを含む）の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

4 配慮書等のインターネット上の掲載の継続

事業者は、札幌市環境影響評価条例に係る図書等の縦覧期間終了後の公開に関する要綱の目的に配慮し、市長が行う配慮書等の縦覧期間終了後の公開について同意するよう努めること。

また、事業者においても配慮書等の縦覧期間終了後の公開等、情報提供の拡大に努めること。

第6 環境影響評価審議会への協力等

条例第3条第2項に規定する事業者の責務規定に基づき、札幌市環境影響評価審議会規則第5条の規定により、審議会が要請する以下の事項について、事業者（その他の関係者を含む）は、正当な理由がある場合を除き、協力するよう努めること。

- 1 札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）への出席の要請
- 2 審議会における意見陳述及び説明の要請
- 3 審議会への資料の提出の要請

なお、事業者は正当な理由がある場合を除き、審議会へ提出した資料については広く公表するよう努めること。

第7 その他

1 経過措置

施行日前に準備書の公告をした事業については、なお従前の例による。

別表1 配慮書等の記載内容

1 配慮書（条例第6条の3第1項関係）

記載項目	記載内容
(1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。
(2) 第一種事業の目的及び内容	事業の目的及び事業の内容として、種類、実施想定区域の位置・規模、事業計画の概要など事業の内容に関わる事項を、事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容と併せて記載する。
(3) 影響想定地域の概況	次について記載する。 ア 設定した影響想定地域及び設定の根拠 イ 自然的、社会的概況及び情報の把握に用いた資料の出典
(4-1) 計画段階配慮事項	次について記載する。 ア 選定事項及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野並びに専門家の所属機関の属性
(4-2) 調査、予測及び評価の手法	次について記載する。 ア 調査、予測、評価の手法及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野 ウ 予測手法においては、必要に応じ、その不確実性の程度
(4-3) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	複数の事業案について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測、評価を行った結果を記載する。事業案が単一の場合は、環境への影響がどの程度回避・低減されているかについて記載する。
(5) 配慮書の案を作成し、配慮書の案について意見を求めた場合は、環境の保全の見地からの意見の概要	配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。 また、意見が述べられなかった場合にはその旨を記載する。

(6) 前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解	前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を、各意見それぞれについて記載する。
(7-1) 手続の経過の概要	第一種事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續の経過の概要を時系列で記載する。
(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。
(7-3) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、電話番号等を記載する。
(7-4) 環境影響評価法に基づく配慮書の案について	環境影響評価法（以下「法」という。）第3条の7第1項の規定により配慮書の案について意見を求めた場合は、当該配慮書の案の内容並びに同項に規定する当該配慮書の案に関する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する第一種事業を実施しようとする者の見解。
(7-5) 北海道環境影響評価条例に基づく配慮書の案について	北海道環境影響評価条例（以下「道条例」という。）第3条の11第1項の規定により配慮書の案について意見を求めた場合は、当該配慮書の案の内容並びに同条第4項の規定による配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び同条第6項の規定による当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解
(7-6) 北海道環境影響評価条例に基づく配慮書の案に対する他の市町村の意見	道条例第3条の11第2項の規定により事業実施想定区域を所管する市町村に配慮書の案を送付し、同条第7項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見が述べられた場合は、その意見及びこれに対する第一種事業を実施しようとする者の見解。

2 方法書（条例第8条第1項関係）

記載項目	記載内容
(1) 事業者の氏名及び住所	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。
(2) 対象事業の目的及び内容	事業の目的及び事業の内容として、種類、実施区域の位置・規模、事業計画の概要など対象事業の内容に関する事項を、事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容と併せて記載する。
(3) 関係地域の概況	次について記載する。 ア 設定した関係地域及び設定の根拠 イ 自然的、社会的概況及び情報の把握に用いた資料の出典
(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	複数の事業案について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測、評価を行った結果を記載する。 事業案が単一の場合は、環境への影響がどの程度回避・低減されているかについて記載する。
(5) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要	配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。 また、意見が述べられなかった場合にはその旨を記載する。
(6) 配慮書についての市長の意見	配慮書についての市長の意見を記載する。
(7) 前2号の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解	前2号の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解を、各意見それぞれについて記載する。 また、(5)については、配慮書に係る見解書と同様の記載となるが、これにさらに環境の保全の見地からの検討を加え、その内容を記載することもできる。
(8) 対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における計画段階配慮事項についての検討の経緯及びその内容	対象事業が実施されるべき区域その他技術指針で定める事項を決定する過程において、複数案から絞り込んだ検討経緯及びその内容 なお、その内容には対象事業の決定の過程でどのように環境影響が回避・低減されているかを記載すること。

(9-1) 環境影響評価の項目	<p>次について記載する。</p> <p>ア 選定項目及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野並びに専門家の所属機関の属性</p>
(9-2) 調査、予測及び評価の手法	<p>次について記載する。</p> <p>ア 調査、予測、評価の手法及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野 ウ 予測手法においては、必要に応じ、その不確実性の程度</p>
(10-1) 手続の経過の概要	対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経過の概要を時系列で記載する。
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。
(10-3) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、電話番号等を記載する。
(10-4) 環境影響評価法に基づく配慮書の内容	法第3条の2の規定に基づき計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行った場合は法第3条の3の規定により作成した配慮書の内容並びに法第5条第1項第5号、第6号及び第8号に定める事項
(10-5) 道条例に基づく配慮書内容	道条例第3条の2の規定に基づき計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行った場合は、道条例第3条の3の規定により作成した配慮書の内容並びに道条例第5条第1項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる事項

3 準備書（条例第17条第1項関係）

記載項目	記載内容
(1) 事業者の氏名及び住所、対象事業の目的及び内容、関係地域の概況	前記2方法書の例により記載する。
(2) 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要	方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。 また、意見が述べられなかつた場合にはその旨を記載する。
(3) 方法書についての市長の意見	方法書についての市長の意見を記載する。
(4) 前2号の意見についての事業者の見解	前2号の意見についての事業者見解を、各意見それぞれについて記載する。 また、(2)については、方法書に係る見解書と同様の記載となるが、これにさらに環境の保全の見地からの検討を加え、その内容を記載することもできる。
(5) 環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法	前記2方法書の内容に加え、方法書の内容に修正を行つた場合は、変更の内容を記載する。
(6) 市長の技術的助言がある場合にはその内容	条例第15条第2項の規定に基づき技術的な助言を記載した書面の交付を受けた場合は、その内容を記載する。助言を求めなかつた場合には、記載の必要はない。
(7-1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	次について環境影響評価の項目ごとに取りまとめ記載する。 なお、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たつて種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。 ア 調査の結果 (ア) 調査の結果の概要 (イ) 情報が記載されていた文献名、調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時その他の情報の出自及びその妥当性 イ 予測の結果 (ア) 予測の結果及び予測の前提条件 (イ) 予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測で用いた原単

	<p>位及び係数等の内容及び妥当性</p> <p>ウ 評価の結果</p> <p>(ア) 評価の結果</p> <p>(イ) 評価に係る根拠及び検討の経緯</p>
(7-2) 環境の保全のための措置	<p>次について記載する。</p> <p>ア 環境保全措置の内容及びその検討結果</p> <p>イ 検討を段階的に行った場合は、それぞれの検討の段階における環境保全措置の内容</p>
(7-3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	<p>選定項目ごとの調査、予測及び評価結果を一覧にするなどして記載する。</p>
(8) 事後調査の計画	<p>次について記載する。</p> <p>ア 事後調査を行うこととした理由</p> <p>イ 事後調査を行う項目、手法、地域、期間及びその選定理由</p> <p>ウ 事後調査報告書を作成する時期</p> <p>エ 専門家等の助言を受けた場合は助言の内容及び専門家等の専門分野</p>
(9) 環境影響評価を委託した相手先	<p>環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。</p>
(10-1) 手続の経過の概要	<p>対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討及び環境影響評価その他の手続の経過の概要を時系列で記載する。</p>
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	<p>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。</p>
(10-3) 問い合わせ先	<p>記載内容についての問い合わせ先として、住所、電話番号等を記載する。</p>

4 評価書(条例第26条第2項関係)

記載項目	記載内容
(1) 準備書の記載事項	<p>前記3準備書の内容に加え、準備書の内容に修正を行った場合は、その変更の内容を準備書との相違が分かるように留意し記載する。</p> <p>なお、修正を行ったもののうち、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。</p>
(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要	<p>準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。</p> <p>また、意見が述べられなかつた場合にはその旨を記載する。</p>
(3) 準備書についての市長の意見	準備書についての市長の意見を記載する。
(4) 前2号の意見についての事業者の見解	<p>前2号の意見についての事業者見解を、各意見それぞれについて記載する。</p> <p>また、(2)については、準備書に係る見解書と同様の記載となるが、これにさらに環境の保全の見地からの検討を加え、その内容を記載することもできる。</p>

5 事後調査報告書（条例第39条第1項関係）

記載項目	記載内容
(1) 事業者の氏名及び住所、対象事業の目的及び内容、関係地域の概況	前記3準備書の例により記載する。
(2) 対象事業実施区域	対象事業を実施している区域又は実施した区域を記載する。
(3) 工事の進ちょく状況等	対象事業に係る工事の進ちょく状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用の状況を記載する。
(4) 環境保全措置の実施状況	評価書に記載された環境の保全のための措置について、措置の内容及び措置を行った時期等を記載する。
(5) 事後調査の項目、手法及び対象とする地域	評価書に記載されたもののうち、当該事後調査を行ったものの項目及び調査、予測、評価の手法並びに対象とする地域を記載する。
(6) 事後調査の結果	事後調査を行った項目ごとに調査の結果を記載する。 なお、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。
(7) 事後調査の結果に基づき講ずることとした環境保全措置	評価書に記載された措置で、事後調査の結果に応じ講じるとしていた措置のうち、当該結果に検討を加え、その結果に基づいて講じようし、又は講じた措置について、その内容及び検討の経緯を記載する。
(8) 事後調査を委託した相手先	事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。
(9) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、電話番号等を記載する。

別表 2 環境要素の区分

1 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音（超低周波音を含む） (6) 風害 (7) 水質（底質及び地下水を含む） (8) 地形及び地質 (9) 地盤沈下 (10) 土壌 (11) 日照阻害 (12) 電波障害 (13) 風車の影（シャドーフリッカーカー）
2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス
5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 放射線の量

別表3 対象事業実施区域（事業実施想定地域）及びその周囲の概況調査の項目例

区分		調査項目	
自然的状況	人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目	公害全般	公害苦情 ・公害苦情の発生状況
		大気に係る環境の状況	気象 ・気象概況、地形等に係る気象状況 ・風害に係る気象状況 ・日照に係る気象状況
		大気質	・大気汚染の状況 ・大気汚染の主要な発生源の状況
		騒音	・騒音の状況 ・騒音の主要な発生源の状況
		低周波音 (超低周波音を含む)	・低周波音の状況 ・低周波音の主要な発生源の状況
		振動	・振動の状況 ・振動の主要な発生源の状況
		悪臭	・悪臭の状況 ・悪臭の主要な発生源の状況
		水に係る環境の状況	水象 ・河川、沼の分布状況 ・流量、流域の状況
		水質	・水質汚濁の状況（底質含む） ・水質汚濁の主要な発生源の状況
		土壤及び地盤の状況	土壤 ・土壤汚染の状況 ・土壤の分布状況
			地盤沈下 ・地下水の状況 ・地盤沈下の状況
		その他	電波障害 ・電波障害の状況 ・地形の状況 ・高層建築物、住宅等の分布
			風車の影 ・風車の影（シャドーフリッカー）
地域の自然的状況に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質	・地形の分布状況 ・表層地質の分布状況 ・重要な地形・地質の分布状況
		動物	・動物種及び地域個体群の状況 ・貴重種の分布状況
		植物	・植物種及び植物群落の状況 ・貴重種の分布状況
	動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	生態系	・動植物の生息・生育環境の状況 ・注目される生物種
		景観	・地域景観の状況 ・主要な眺望点の分布状況 ・景観資源の分布状況
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	人と自然との触れ合いの活動の場	・野外レクリエーション地の分布状況 ・日常的な触れ合い活動の場の分布状況

社会的状況	地域の社会的状況に係る項目	人口及び産業の状況	人口	・人口分布及び推移
			産業	・産業構造及び推移
	土地利用の状況	行政区画	・区界、校区等	
			現況土地利用	・現況土地利用状況 ・都市計画法上の地区計画等の状況 ・その他の土地利用計画等の状況
	河川、湖沼、地下水の利用状況	水域利用の状況		・河川、湖沼等公共用水域の利用状況
		利水の状況		・河川、湖沼の利水の状況 ・地下水の利用状況
	交通の状況	交通施設の分布		・主な交通施設（道路、鉄道等）の分布
	環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況	環境保全の配慮が必要な施設の分布		・学校、病院、療養施設等の分布
		住宅の配置		・集落の分布状況 ・中高層住宅の立地状況
	下水道の整備の状況	下水道の整備状況		・現況下水道の整備状況及び処理人口 ・下水道の整備計画
環境関係法令に係る項目	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	騒音		・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
		水質		・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
	公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準			・大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等
	自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況			・自然公園法に基づく自然公園 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域 ・都市緑地法に基づく緑地保全地区 ・森林法に基づく保安林 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区 ・北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況			・文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区 ・都市計画法に基づく風致地区 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況

社会的 状況	一定の環境要素に 係る環境の保全を 目的として法令等 により指定された 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法に基づく砂防指定地 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく 急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	一般環境中の放射 性物質の状況に関 連して法令等によ り指定された地域	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	国及び札幌市の環境保全に關 する施策に係る項目	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市環境基本計画 ・札幌市温暖化対策推進計画 ・札幌市水環境計画 ・札幌市一般廃棄物処理基本計画 ・生物多様性さっぽろビジョン ・その他地域の保全計画及び保全目標の設定状況等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地周辺における関連開発計画等

別表4 環境影響評価の項目

その 1 一般道路に係る基本項目

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
14. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

その2 林道に係る基本項目

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
14. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

その3 ダム・せきに係る基本項目

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その4 その他の河川工事（放水路）に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
		建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	放水路等の施設の工事	掘削の工事	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			
	振動	振動	○	○			
	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)						
	風害						
	水質（底質及び地下水を含む）	水の濁り			○	○	○
		地下水の塩素イオン濃度					○
		地下水の水位					○
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○
	地盤沈下	地盤沈下					○
	土壤						
	日照阻害						
	電波障害						
	風車の影						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○	
	温室効果ガス						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その 5 鉄道・軌道に係る基本項目

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その6 飛行場に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に	切土工及び盛土工等に	飛行場及びその施設の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○				
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ						○
		水の濁り			○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤沈下							
	土壤							
	日照阻害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その7 水力発電所に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設の設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	発電施設の供用及び貯水池の存在	河水の取水
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				
	振動	振動	○	○				
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ					○	○
		水の濁り			○		○	
		水温					○	
		富栄養化					○	
		溶存酸素量					○	
		水素イオン濃度			○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○	
	地盤沈下							
	土壤							
	日照阻害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境的良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その8 火力・地熱発電所に係る基本項目

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その9 風力発電所に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
		建設機械の稼働	資材及び機械の運行 用いる車両の運搬に 切土工等及び発電施設 の設置	地形改变後の土地及び 工作物の存在	発電施設の稼働	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		
		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		○
	振動	振動	○	○		
	悪臭					
	低周波音(超低周波音を含む)	低周波音(超低周波音を含む)				○
	風害					
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○			
		水の濁り	○		○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○
	地盤沈下					
	土壤					
	日照阻害					
	電波障害	電波障害				○
	風車の影	風車の影				○
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地		○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地		○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○
環境への負荷の回避、低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○		
	温室効果ガス					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その 10 廃棄物最終処分場に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に用いる機械の運行	切土工等及び施設の設置	最終処分場の存在	廃棄物の埋立	廃棄物の搬入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物				○	○
		粉じん等	○	○		○	
	騒音	騒音	○	○		○	○
	振動	振動	○	○		○	○
	悪臭	悪臭				○	
	低周波音(超低周波音を含む)						
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ				○	○
		水の濁り			○	○	
		有害物質				○	○
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
	地盤沈下						
	土壤						
	日照阻害						
	電波障害						
	風車の影						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
	温室効果ガス	メタン及び二酸化炭素					○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その 12 下水道終末処理場に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び処理施設の設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物の発生
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○		○	
	振動	振動	○	○		○	
	悪臭	悪臭				○	
	低周波音(超低周波音を含む)						
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ				○	
		水の濁り		○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
	地盤沈下						
	土壤						
	日照阻害						
	電波障害						
	風車の影						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○			○
	温室効果ガス	メタン				○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その13 特定工場に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
		建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	施設の設置	切土工及び盛土工等	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	資材等の搬出入
環境要素の区分	細区分								
		硫黄酸化物					○		
		窒素酸化物		○	○		○		○
		浮遊粒子状物質					○		
		粉じん等		○	○		○		○
		有害物質					○		
		騒音		○	○			○	○
		振動		○	○			○	○
		悪臭							
		低周波音(超低周波音を含む)							
		風害							
		水質(底質及び地下水を含む)		水の汚れ				○	○
				水の濁り		○		○	○
				有害物質				○	
		地形及び地質		重要な地形及び地質			○		
		地盤沈下		地盤沈下		○			○
		土壤							
		日照阻害							
		電波障害							
		風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物		重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物		重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系		地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物及び副産物			○			○
	温室効果ガス		二酸化炭素				○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その14 大規模建築物に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	細区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	用資する車両及び機械の運行	作物の設置等による造工及び盛土工事並びに等工に	地形改変後の土地及び工作物の存在	事業活動	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				○
	騒音	騒音	○	○				
	振動	振動	○	○				
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害	風害				○		
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○	○			○	
		水の濁り	○	○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤沈下	地盤沈下			○		○	
	土壤							
	日照阻害	日照阻害				○		
	電波障害	電波障害				○		
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		○	
	温室効果ガス	二酸化炭素					○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その15 土地区画整理、新住宅市街地開発及び住宅団地の造成に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	細区分	工事の実施			土地又は作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	用資いる車両及び機械の運行	作物の建設による造工及び盛土工事並びに等工に	地形改变後の土地及び作物の存在	宅地等における人の活動	自動車の走行
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				○
	振動	振動	○	○				○
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ					○	
		水の濁り			○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤沈下							
	土壤							
	日照阻害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その 16 流通業務団地造成に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
		建設機械の稼働	資材及び機械の運行 用いる車両の運搬に	作物の建設 による造成工事並びに盛土工事等に	地形改变後の土地及び 工作物の存在	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		○
		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		○
	振動	振動	○	○		○
	悪臭					
	低周波音(超低周波音を含む)					
	風害					
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○
	地盤沈下					
	土壤					
	日照阻害					
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○
		重要な動物種及び注目すべき生息地				○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○
環境への負荷の回避、低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	
	温室効果ガス					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その17 工業団地造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	用資する車両及び機械の運行	作物の建設	切土工及び盛土工並びに等工に	地形改变後の土地及び工作物の存在	工場等における事業活動
環境要素の区分	細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○
		窒素酸化物	○	○			○ ○
		浮遊粒子状物質					○
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○ ○
	振動	振動	○	○			○ ○
	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)						
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ					○
		水の濁り			○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	地盤沈下						
	土壤						
	日照阻害						
	電波障害						
	風車の影						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		○
	温室効果ガス	二酸化炭素					○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その18 農用地造成に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに作物の建設工に	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○	
		粉じん等	○	○	
	騒音	騒音	○	○	
	振動	振動	○	○	
	悪臭				
	低周波音(超低周波音を含む)				
	風害				
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り		○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○
	地盤沈下				
	土壤				
	日照阻害				
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	重要な植物種及び群落とその生育地			○
		重要な動物種及び注目すべき生息地			○
		地域を特徴づける生態系			○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物	○	
		温室効果ガス			
	放射線の量				

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その19 レクリエーション施設に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	用資いる車両及び機械の運行	作物の建設	切土工及び盛土工並びに等工に	地形改变後の土地及び作物の存在	緑地の保全
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			○
	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)						
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○		
		有害物質				○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	地盤沈下						
	土壤						
	日照阻害						
	電波障害						
	風車の影						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
	温室効果ガス						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その20 土地区画整理（流通・工業系）及びその他の土地造成に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
		建設機械の稼働	資材及び車両の運行 による造成工事並びに盛土工事等に 伴う運搬に	切土工及び盛土工等に伴う建設工事に 伴う作物の建設	地形改变後の土地及び 工作物の存在	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		○
		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		○
	振動	振動	○	○		○
	悪臭					
	低周波音(超低周波音を含む)					
	風害					
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ			○	
		水の濁り			○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	
	地盤沈下					
	土壤					
	日照阻害					
	電波障害					
	風車の影					
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	
環境への負荷の回避、低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	
	温室効果ガス					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その21 土石の採取に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び車両の運搬に用いる機械の運行	プラントの建設	土石等の採取	プラント及び建設機械の稼働	土石等の搬出入
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○			○	
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	○	○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○		
	地盤沈下							
	土壤							
	日照阻害							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○		
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

〔備考〕

1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音をいう。
4. この表において「超低周波音」とは、周波数が 20 ヘルツ未満の音をいう。
5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

別表5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法	
大気質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 大気質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙及び粉じん ウ その他の物質（炭化水素等）</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 気象の状況 (ア) 風向 (イ) 風速 (ウ) 日射量 (エ) 放射收支量 (オ) その他 イ 規制等の状況 (ア) 大気汚染に係る環境基準、排出基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ウ) その他</p> <p>※ 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行時に、次の改正を行う。</p> <p>① 1(1)イの「ばい煙及び粉じん」を、「ばい煙、粉じん及び水銀等」に改める。 ② 2(1)オの次に、次の1号を加える。 カ 排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）に定める方法</p>	<p>2 調査方法 札幌市等が設置する常時監視測定期、気象台、測候所等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 大気質の状況 ア 大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法 イ 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法 ウ 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号）に定める方法 エ 有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成23年3月環境省水・大気環境局）に定める方法 オ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 (ア) 地上気象観測指針（気象庁）に定める方法 (イ) 高層気象観測指針（気象庁）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。</p> <p>2 予測方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) プルームモデル (2) パフモデル (3) JEA モデル (4) 風洞模型実験</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、大気質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、大気質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
騒音	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 騒音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したもの の状況 ア 環境騒音 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 (イ) 自動車騒音 (ウ) 航空機騒音 (エ) 鉄道・軌道等騒音 (オ) 建設作業騒音 (カ) 発電設備騒音</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 騒音に係る環境基準、規制基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ウ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施する騒音調査結果等の測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、項目に応じて次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 騒音の状況 ア 環境騒音 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）に定める方法 (イ) 自動車騒音 騒音に係る環境基準についてに定める方法 (ウ) 航空機騒音 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法 (エ) 鉄道・軌道等騒音 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）、在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大一第174号）に定める方法 (オ) 建設作業騒音 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める方法 (カ) 発電設備騒音 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により騒音レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に騒音の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 騒音レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、騒音伝搬モデルによる方法、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する騒音により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する騒音の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、騒音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期または平均的な状況を呈する日とし、時間帯については、環境基準及び規制基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 騒音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、騒音に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
振動	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 振動の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境振動 イ 特定振動 (ア) 工場・事業場振動 (イ) 道路交通振動 (ウ) 鉄道・軌道等振動 (エ) 建設作業振動</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行ふために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 振動に係る規制基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ウ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施した測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 振動の状況 ア 環境振動 日本工業規格 Z8735 に定める方法 イ 特定振動 (ア) 工場・事業場振動 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）に定める方法</p> <p>(イ) 道路交通振動 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第二に定める方法</p> <p>(ウ) 鉄道・軌道等振動 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和 51 年環大特第 32 号）に定める方法</p> <p>(エ) 建設作業振動 振動規制法施行規則別表第一に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により振動レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に振動の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 振動レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象となる事業特性及び地盤性状等を考慮して、振動伝搬理論による方法、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する振動により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する振動の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、振動による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯とし、時間帯については、規則基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 振動による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、振動に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
悪臭	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 悪臭の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に規定する臭気指数 イ 臭気排出強度</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行るために必要な事項 ア 気象の状況 (ア) 風向 (イ) 風速 (ウ) 気温 (エ) 湿度 イ 規制等の状況 (ア) 悪臭に係る規制基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ウ) その他</p> <p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 悪臭の状況 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 地上気象観測指針（気象庁）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効果的に悪臭の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施に伴って排出される悪臭原因物である気体又は水の臭気指数及び排出口からの臭気排出強度とする。</p> <p>2 予測方法 対象となる対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) T.O.E.R (総臭気排出強度) 経験則の引用・解析 (2) 大気拡散式 ア プルーム式 (有風時) イ パフ式 (無風時) (3) 類例事例による方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点 (一定の地点に関する悪臭の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、悪臭による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 悪臭による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、悪臭に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
低周波音 (超低周 波音を含 む)	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 低周波音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行いう項目として選定したものの状況 ア 低周波音の1／3オクターブ バンド音圧レベル イ G特性音圧レベル</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 周辺の土地利用 (イ) 交通状況等自動車交通量、車種構成、道路網構造及び事業場等の主要な発生源の分布等</p> <p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 低周波音の状況 ア 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める方法 イ 低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、日本工業規格Z8731に準拠する方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効果的に低周波音の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 低周波音の1／3オクターブバンド音圧レベル又はG特性音圧レベルを予測する。</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 伝搬理論計算式による方法 (2) 経験的回帰式による方法 (3) 模型実験による方法 (4) 類似事例の参照による方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する低周波音の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、低周波音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時点のうち必要な時期とする。 (1) 対象事業に係る工事の施工中の代表的な時期 (2) 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時期</p>	<p>1 低周波音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、低周波音に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	
風害	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 風向・風速の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 上空風の状況 上空風の風向き・風速の状況及び最大風速等の突風の状況 イ 地表付近の風の状況 地表付近の風の風向き・風速の状況及び最大風速等の突風の状況 ウ 強風の状況 強風の発生場所、発生頻度、風向き・風速の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行るために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 風の影響に特に配慮すべき施設 学校、病院、住宅、店舗、横断歩道及びこれらに類する施設等 (イ) 風害について考慮すべき建築物 地域の特性を勘案して、大規模建築物等の位置、形状、規模及び分布 (ウ) 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形 (エ) 周辺の土地利用</p>	<p>2 調査方法 調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 風向・風速の状況 ア 上空風の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 イ 地表付近の風の状況 (ア) 上空風の調査に準じる方法 (イ) 上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施による建築物等の設置が風環境に影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、建造物の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域の代表的な上空風の状況を適切に把握し得る地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 年間を通した地域の上空風の状況を適切に把握し得る期間とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 (1) 平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 (2) 年間における強風の出現頻度</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類、規模及び建築物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 風洞実験による方法 (2) 流体数値シミュレーションによる方法 (3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により風害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する風害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 建築物等の建設工事の完了した時点とする。</p>	<p>1 風害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	
水質 (底質及び地下水を含む)	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 水質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 河川及び湖沼 (ア) 環境基本法(平成5年法律第91号)又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目 (イ) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条各号に掲げる物質及び第3条各号に掲げる項目 (ウ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に定める農薬 (エ) 公共用水域等における農薬の水質評価指針について(平成6年4月15日環水土第86号)に定める農薬 (オ) その他の項目等(水温、透視度、濁度、透明度、塩分その他)の項目)</p> <p>イ 地下水</p> <p>(ア) 環境基本法又はダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目 (イ) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める物質等 (ウ) その他の項目等(水温、外観、透視度、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率)の項目)</p> <p>ウ 底質</p> <p>(ア) 底質調査方法(昭和63年環水管第127号)に定める物質等 (イ) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく水底の底質の汚染に係る環境基準の項目 (ウ) 底質の暫定除去基準(昭和50年環水管第119号)に定める物質等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行ふために必要な事項 ア 水象等の状況 (ア) 水象の状況 (イ) 利水等の状況</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施する常時監視地点等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 水質の状況</p> <p>ア 河川及び湖沼 (ア) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法 (イ) 排出基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法 (ウ) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年環水規第121号)に定める方法 (エ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年環水土第77号)に定める方法 (オ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法</p> <p>イ 地下水</p> <p>(ア) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法 (イ) 水質基準に関する省令に定める方法 (ウ) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)に定める方法 (エ) 土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針について(平成11年環水企第29号・環水土第11号)及び土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準について(平成11年環水企第30号・環水土第12号)に定める方法 (オ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壤の汚染に係る環境基準について定める方法</p> <p>ウ 底質</p> <p>(ア) 底質調査方法 (イ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第14号)に定める方法</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 河川、湖沼 ア ジョセフ・センドナー式 イ 岩井・井上式 ウ 単純混合式 エ ストリーター・ヘルプス式 オ その他の数理解析モデル カ 統計的手法</p> <p>(2) 地下水 ア 数理解析モデル イ 類例事例を参考にする方法</p> <p>(3) 底質 類例事例を参考にする方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する水質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、水質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 水質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

環境要素 の区分	調査手法
水質 (底質及び地下水を含む)	<p>(ウ) 水質汚染源の発生源の状況 (エ) 気象の状況 (オ) その他</p>

予測手法	評価手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
地形及び地質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 地形・地質の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 地形及び地質の状況 イ 学術上等から注目される、地形・地質及び自然現象の状況 ウ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (イ) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）の規定に基づき指定された砂防指定地 (ウ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川区域及び河川保全区域 (エ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に規定する地すべり防止区域 (オ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に規定する土砂災害警戒区域 (カ) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観 (キ) 北海道文化財保護条例（昭和 30 年条例第 83 号）に規定する道指定史跡名勝天然記念物 (ク) 札幌市文化財保護条例（昭和 34 年条例第 31 号）に規定する市指定文化財 (ケ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施した測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 地形・地質の状況 ア 地形 　現地確認調査 イ 地質 　ボーリング等サンプル採取調査、土壤断面調査、露頭などの目視調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により特異な地形・地質及び自然現象が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存資料等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効率的に地形・地質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地形及び地質の改変の程度及び内容 (2) 学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の改変の程度及び内容</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の消減の有無若しくは改変の程度の把握、既存の類似事例等の参照又はその他の適切な方法によるものとする。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により地形及び地質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する地形及び地質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、地形及び地質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 地形・地質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、地形・地質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法
地盤沈下	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 地盤沈下の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 地盤等の状況 (ア) 地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況等 (イ) 地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等</p> <p>イ 規制等の状況 (ア) 地盤沈下に係る規制 (イ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 ア 地盤沈下 水準測量、地盤沈下計等を用いる方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 地盤等の状況 (ア) ポーリング調査、物理探査等による方法 (イ) 土質試験の方法と解説（地盤工学会）及び地盤調査法（地盤工学会）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とし、軟弱地盤地帯の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に地盤沈下の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 地盤沈下量又は地下水位の変動及びその範囲とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、周囲の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 地盤沈下数値モデル (2) ダルシーの法則による安全揚水量計算 (3) 水位変動と揚水量から許容量揚水を求める方法 (4) 既存事例の引用又は解析等</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する地盤沈下の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、地盤沈下による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 地盤沈下による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法
土 壤	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 土壌の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準の項目 イ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める物質</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 （ア）土壤汚染に係る環境基準、指定基準等 （イ）周辺の土地利用 （ウ）その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 土壌の状況 ア 土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法 イ ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局）に定める方法 ウ 土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針について（平成 11 年環水企第 29 号・環水土第 11 号）及び土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準について（平成 11 年環水企第 30 号・環水土第 12 号）に定める方法 エ 土壤汚染対策法に定める方法 オ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により土壤が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効果的に土壤汚染の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する土壤汚染物質の状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、土壤汚染の状況、地質等を考慮して土壤の改変の程度を把握し予測する方法、既存事例の引用及び解析又はその他の適切な方法により行う。 なお、予測に当たっては、土地の改変に伴う土壤の移動又は流出についても考慮する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により土壤が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する土壤の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、土壤への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 土壤への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、土壤に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法
日照阻害	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日影の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 日影の状況 対象事業及び既存建築物による日影の範囲、時刻及び時間数等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行るために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域 (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影の規制基準 (ウ) 既存建築物及び日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等 (エ) 地形</p> <p>2 調査方法 次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 日影の状況 ア 空空図の作成又は天空写真を撮影する方法 イ 既存建築物による日影については、地形及び建築物等の調査結果から時刻別日影図、等時間日影図等を作成する方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により日照阻害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に日影の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 (1) 冬至日（必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。）における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 (2) 日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法 (2) 天空図又は合成写真の作成による方法 (3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により日照阻害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する日照阻害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、日照阻害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 建築物等の建設工事が完了した時期とする。</p>	<p>1 日照阻害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、日照阻害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法
電波障害	<p>1 電波障害の状況</p> <p>(1) テレビ電波の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア テレビ電波の受信状況 (ア) テレビの受信画質の状況 (イ) テレビ電波の強度の状況 (ウ) 共同アンテナの設置状況等 　　テレビ電波の受信形態 イ テレビ電波の送信状況 　　札幌市内に送信所があり、札幌市内が放送区域となる放送局及び必要があれば隣接市町村等に送信所がある放送局について、チャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力及び対象事業の計画地と送信アンテナとの距離等の送信状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 高層建築物及び住宅等の分布 (イ) 地形</p> <p>2 調査方法</p> <p>(1) テレビ電波の状況 ア テレビ電波の受信状況 　　現地調査を基本とし、原則として次に掲げる方法その他の適切な方法により行う。 (ア) 受信画質の状況 　　建造物によるテレビ受信障害の調査と対策(電波障害防止協議会、平成7年増補改訂版)に準拠する方法 (イ) テレビ電波の強度の状況 　　電波測定車等を使用する路上調査 　　必要に応じてビルの屋上等でも行う。 (ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 　　聞き取り調査等 イ テレビ電波の送信状況 　　調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 　　調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により電波障害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に電波障害の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。 (1) 建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害 (2) 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害 (3) 航空機又はヘリコプターの飛行によるフラッター障害</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 建造物による電波障害予測計算式 (2) 類似事例の参照による方法 (3) その他の適切な方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により電波障害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する電波障害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、電波障害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時期とする。 (1) 建築物等の設置によるものについては、建設工事が完了した時期 (2) 列車の走行又は航空機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画から見て適切な時期</p>	<p>1 電波障害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、電波障害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	
風車の影 (シャドーフリッカー)	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日照等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 日出から日没までの太陽の位置及び高度の状況 イ 日照時間の状況 一日及び年間における日照時間の状況 ウ 風の状況 上空及び地表付近の風向き・風速の状況 エ 風車の影の出現状況 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化、施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 風車の影による影響に特に配慮すべき施設等 学校、病院、住宅、店舗、車道、横断歩道及びこれらに類する施設等 イ 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形 ウ 周辺の土地利用 住宅地、商業地、農地、レクリエーション施設等の周辺の土地の利用状況</p>	<p>2 調査方法 調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 日照等の状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 イ 日照時間の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 ウ 風の状況 (ア) 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 (イ) 上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施による風車の影が影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、風車の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効果的に風車の影の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化により施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の規模及び設置状況等を考慮して、シミュレーションによる方法等で等時間の日影線を描いた日影図を作成し、対象事業による風車の影が生じる範囲、時刻及び時間数等について定量的に把握できる方法による。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により風車の影の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する風害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風車の影による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 発電所の運転が定常状態となる次期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期とする。</p>	<p>1 風車の影による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風車の影に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
植 物	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 植物の状況</p> <p>次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 植物相及び植生の状況</p> <p>種子植物及びシダ植物を対象とする。</p> <p>イ 注目すべき植物種及び植物群落の分布並びに生育状況</p> <p>ウ 保全対象の状況</p> <p>希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とした植物の種及び植物群落の状況</p> <p>なお、保全対象選定に当たっての基礎的資料は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する希少野生動植物種</p> <p>(イ) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）に規定する指定希少野生動植物</p> <p>(ウ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する天然記念物</p> <p>(エ) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）に規定する道指定天然記念物</p> <p>(オ) 札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）に規定する市指定文化財</p> <p>(カ) 環境省、北海道及び札幌市が作成するレッドデータブック及びレッドリスト</p> <p>(キ) 自然環境保全基礎調査報告書（環境庁）</p> <p>(ク) 北海道自然環境保全指針</p> <p>(ケ) その他の適切な資料</p> <p>エ 生育環境の状況</p> <p>オ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(ア) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 保全対象とした植物種又は植物群落の分布、成育状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。</p> <p>(1) 個体への影響 ア 直接的損傷による死滅、生育阻害及び繁殖阻害 イ 生育環境の変化による生育阻害及び繁殖阻害</p> <p>(2) 個体群への影響 ア 直接的損傷による死滅、規模の縮小及び更新阻害 イ 生育環境の変化による規模の縮小及び更新阻害</p> <p>(3) 植物群落への影響 ア 直接的損傷による消滅、規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化 イ 生育環境の変化による規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化</p> <p>2 予測方法 保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により保全すべき対象が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する保全対象とした植物種又は植物群落の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p>	<p>1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
植 物	<p>域</p> <p>(イ) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園</p> <p>(ウ) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区</p> <p>(エ) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する保安林（保安林予定森林を含む。）及び保安施設地区</p> <p>(オ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区</p> <p>(カ) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に規定する生息地等保護区</p> <p>(キ) 文化財保護法に規定する天然記念物の指定状況</p> <p>(ク) 北海道文化財保護条例に規定する道指定天然記念物の指定状況</p> <p>(ケ) 札幌市文化財保護条例に規定する市指定文化財の指定状況</p> <p>(コ) その他</p>

予測手法	評価手法
5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。	

2 自然環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法
動 物	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 動物の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 動物相の状況 　ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫を除く）、底生動物（水生昆虫を含む）等を対象とする。 イ 上記のうち、希少性、地域生態系の代表性、分布の特性等の観点から特に配慮すべき保全対象として選定した動物の生息状況及び生態 ウ 保全対象の状況 　希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とした動物の種及び動物の生息地の状況 　なお、保全対象選定に当たっての基礎的資料は以下のとおりである。 （ア）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する希少野生動植物種 (イ) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）に規定する指定希少野生動植物 (ウ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する天然記念物 (エ) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）に規定する道指定天然記念物 (オ) 札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）に規定する市指定文化財 (カ) 環境省、北海道及び札幌市が作成するレッドデータブック及びレッドリスト (キ) 自然環境保全基礎調査報告書（環境庁） (ク) 北海道自然環境保全指針 (ケ) その他の適切な資料 エ 生息環境の状況 オ その他 (2) 自然的・社会的状況 　次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>2 調査方法 現地調査によることとする。 ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることができる。</p> <p>(1) 動物の状況 ア ほ乳類 　(ア) 食痕、糞、足跡等の痕跡調査 　(イ) ピットホールトラップ、シャーマントラップ等による捕獲調査 イ 鳥類 　(ア) 時間カウント法、ラインセンサス法、定点法、夜間薄暮調査法等による確認調査 　(イ) 採餌木、ペレット等の痕跡調査 　(ウ) その他の適切な方法 ウ 両生類・は虫類 　(ア) 卵塊、幼生、鳴声等の確認調査又は捕獲調査 エ 魚類 　(ア) 網、釣り等による捕獲 　(イ) 産卵床等の繁殖地確認方法 オ 昆虫類 　(ア) 見つけ採り、トラッピング、スウェーピング、ビーティング等による捕獲調査 　又は食草調査 　(イ) 灯火調査 　(ウ) 聴覚調査 　(エ) 直接観察調査 カ 底生動物 　(ア) サーバネット等による採取調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により動物が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を勘案して、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた動物の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 保全対象とした動物種の分布、生息状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。</p> <p>(1) 個体への影響 ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害 イ 生息環境（採餌、営巣、移動条件等）の変化による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害</p> <p>(2) 個体群への影響 ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害 イ 生息環境の変化による行動範囲の減小、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害</p> <p>(3) 生息地（群落）への影響 ア 直接的損傷による消滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化 イ 生息環境の変化による当該地からの逃避、分布域・構成メンバー数の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化</p>	<p>1 保全対象とした動物種又は生息地への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、動物に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>
<p>2 予測方法 保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。</p> <p>直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。</p> <p>間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p>	
<p>3 予測地域 対象事業の実施により保全すべき対象が影響を受けるおそれのある地域とする。</p>	
<p>4 予測地点（一定の地点に関する保全対象とした動物種又は生息地の状況の変化を重点的に把</p>	

2 自然環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
動 物	<p>ア 規制の状況等</p> <p>(ア) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域</p> <p>(イ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区</p> <p>(ウ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区</p> <p>(エ) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に規定する生息地等保護区</p> <p>(オ) 文化財保護法に規定する天然記念物の指定状況</p> <p>(カ) 北海道文化財保護条例に規定する道指定天然記念物の指定状況</p> <p>(キ) 札幌市文化財保護条例に規定する市指定文化財の指定状況</p> <p>(ク) その他</p>

予測手法	評価手法
<p>握ることとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、保全対象とした動物種又は生息地への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	

2 自然環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
生態系	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 生態系の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係 イ 上記のうち、地域を特徴づける生態系に関し、動物、植物の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集 なお、生物種又は生物群集の選定に当たっての基礎的資料は「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p> <p>2 調査方法 現地調査によることとする。 ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることができる。 なお、現地調査を行う場合の方法は、「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により生態系が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に生態系の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 地形及び地質、植物、動物等の調査結果及び対象事業の事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度とする。</p> <p>2 予測方法 保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により生態系の重要な要素が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する生態系の重要な要素の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、生態系への重要な要素への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 生態系の重要な要素への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、生態系に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
景 観	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 景観の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 主要な視点場の状況 イ 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況 ウ 主要な景観の状況 エ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行ふために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区 (イ) 北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）に規定する道指定史跡名勝天然記念物 (ウ) 札幌市文化財保護条例（昭和 34 年札幌市条例第 31 号）に規定する市指定文化財 (エ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する風致地区 (オ) 景観法（平成 16 年法第 110 号）に規定する景観計画 (カ) 札幌市景観条例（平成 10 年札幌市条例第 18 号）に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域 (キ) 札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準 (ク) その他 イ その他 (ア) 札幌市景観条例に規定する事前協議の状況 (イ) 公共施設等景観デザインガイドラインの活用状況 (ウ) 環境保全のための各種計画等における位置付け (エ) 類似する景観の存在 (オ) 成立に関する歴史的な経緯 (カ) その他</p> <p>2 調査方法 次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 景観の状況 次に掲げる調査を現地調査、資料調査、ヒアリング調査又は画像解析等（フォトモンタージュ、模型、コンピュータグラフィックス）により行う方法 ア 景観特性調査 イ 注目すべき景観資源調査 ウ 注目すべき視点調査</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適かつ効果的に景観の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げる項目とする。</p> <p>(1) 主要な視点場及び景観資源の改変の程度及び内容</p> <p>(2) 主要な景観の改変の程度及び内容</p> <p>2 予測方法 主要な視点場及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた類似事例の調査及び解析並びに主要な景観についての視覚的な方法による。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する景観の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、景観への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施行後における適切な時期とする。</p>	<p>1 景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、景観に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>ウ その他</p> <p>2 調査方法</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、ヒアリング調査その他の適切な方法とする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 次に掲げる項目とする。</p> <p>(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度及び内容</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の周辺の利用環境の改変の程度及び内容</p> <p>(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートの改変の程度及び内容</p> <p>2 予測方法 特定された主要な影響の種類を踏まえて、類似事例を参考にする方法その他適切な方法によるものとする。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する人と自然との触れ合いの活動の場の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、人と自然との触れ合いの活動の場に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

4 地球環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
廃棄物等	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 廃棄物等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況 (ア) 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等 (イ) 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項 イ 建設発生土の状況 土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等 ウ 特別管理廃棄物の状況 撤去建造物内に特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物が存在する場合には、種類、数量、保管場所、保管状況等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集運搬及び処分の状況 (イ) 廃棄物等に係る環境施策の目標等 (ウ) その他</p> <p>2 調査方法 調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域 事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に廃棄物等の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1) 建設工事に伴う廃棄物等 (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物等</p> <p>2 予測方法 原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。</p> <p>3 予測地域 事業実施区域並びに廃棄物等の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期 工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 廃棄物等による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、廃棄物等に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

4 地球環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
温室効果 ガス	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 温室効果ガスの状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握 イ 温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況 ウ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況 (ア) 事業の実施に伴い温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、廃棄又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、破棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等 (イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 事業計画地周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等の状況 (イ) 温室効果ガスに係る環境施策の目標等</p> <p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することとする。</p> <p>3 調査地域 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、選定項目については、事業実施区域とし、自然的・社会的状況については、これを適切に把握できる地域とする。</p> <p>4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に温室効果ガスの状況を把握できる期間及び時期とする。</p>

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を元にそれらの排出量又は使用量を算出する方法 (2) 類似事例を参照する方法 (3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 選定項目の調査地域である対象事業の実施区域とする。</p> <p>4 予測地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時期のうち必要な時期とする。 (1) 対象事業の完了後で温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量が通常の状態に達した時期 (2) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄時期</p>	<p>1 温室効果ガスによる環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、温室効果ガスに係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等と整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

5 一般環境中の放射性物質に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法
<p>放射線の量</p> <p>1 調査内容</p> <p>(1) 放射線の量の状況</p> <p>次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 粉じん等の発生に伴うもの</p> <p>(ア) 放射線の量の状況</p> <p>(イ) 粉じん等の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>(ア) 放射線の量の状況</p> <p>(イ) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>(ア) 撤去構造物及び伐採樹木等の状況</p> <p>a 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴つて発生する廃棄物等の種類等</p> <p>b 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項</p> <p>(イ) 建設発生土の状況</p> <p>土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 粉じん等の発生に係るもの</p> <p>(ア) 気象の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に係るもの</p> <p>(ア) 水象等の状況</p> <p>(イ) 土質の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>(ア) 地形の状況</p> <p>(イ) 土地利用の状況</p> <p>(ウ) 廃棄物については、その種類ごとの処分の状況</p> <p>(エ) 建設発生土については、切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 調査方法</p> <p>環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成27年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）を参考に、国、札幌市等による測定資料、関係法令及び文献等を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 放射線の量の状況</p> <p>ア 浮遊物質量の状況</p> <p>水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 大気質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法</p> <p>イ 水質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>対象事業の実施により放射線の量に影響を受ける恐れのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に放射線の量の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	

予測手法	評価手法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する放射線の量の状況とする。</p> <p>2 予測方法 (1) 粉じん等の発生に伴うもの 類似事例を参考にする方法による。 (2) 水の濁りの発生に伴うもの 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 水質の項の予測手法の欄の2(1)に掲げる方法（エを除く。） イ 類似事例を参考にする方法 (3) 建設工事に伴う副産物に係るもの 原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、放射性物質を含む廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。 ※ 予測に当たっては、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）を参考にすること。</p> <p>3 予測地域 (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 対象事業の実施により放射線の量が影響を受ける恐れのある地域とする。 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 事業実施区域並びに廃棄物の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する放射線の量の状況の変化を重点的に把握することとする場合） (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、放射線の量への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期 (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 工事の実施に伴う影響が最大になる時期及び事業活動が定常に達した時期 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 工事の施行中の代表的な時期</p>	<p>1 放射線の量に係る環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、放射線の量に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> <p>※ 評価に当たっては、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）を参考にすること。</p>